

調布市消防団第 4 分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺（A3）
A-01	図面リスト・特記仕様書 1	—
A-02	特記仕様書 2	—
A-03	案内図・配置図	n. s 1/100
A-04	平面図	1/50
A-05	立面図	1/100
A-06	矩計図	1/50
A-07	ホースハンガー詳細図	1/30
A-08	キープラン	1/50
A-09	建具表	1/30, 1/50
A-10	仮設計画図	1/50
E-01	電気設備平面図	1/50

特記仕様書

第 1 編 共通事項

第 1 章 工事概要

1. 1 工事件名 調布市消防団第 4 分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事

1. 2 工事場所 調布市小島町1-13-14

1. 3 工事内容 外壁改修工事・屋上防水工事

第 2 章 一般事項

調布市では、環境マネジメントシステムを構築し、市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。

この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2. 1 適用範囲

(1) 本特記仕様書では、「令和 8 年版 東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）、「令和 8 年版 電気設備標準仕様書」に定めのない事項又はこれにより難しい事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。

(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。

(3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。

(4) 設計図書の優先順位は、次のアからエまでの順番通りとする。

ア 質問回答書

イ 特記仕様書

ウ 設計図

エ 標準仕様書

2. 5 工事の入札等について

入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2. 7 各種点検、調査、見学会等への協力

(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。

(2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。

(3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

4. 2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。

○発注者の負担とする。

第 2 編 工種別事項

第 1 章 総則

第 1 節 共通事項

1. 1. 5 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者

(2) 「建設業法」（昭和24年法律第100号）第26条第 3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。

○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

○ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。

○ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間

当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。

なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者又は主任技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

○ 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

1. 1. 7 工事実績情報システム（コリンズ）の登録

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。

【登録先】 JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。

1. 1. 16 建設副産物の処理

建設副産物の処理は、次により処理する。

○ 標準仕様書による。

第 2 節 工事関係図書

1. 2. 1 実施工程表

(4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。

○ 全体工程表 ○ 週間工程表 ○ 月間工程表

1. 2. 4 工事の記録等

(5) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。

また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。

○ 作成する。

設計書承認日:令和 8 年 9 月 8 日

件 名 調布市消防団第 4 分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事		
図面リスト 特記仕様書 1	令和 8 年度 令和 8 年 9 月	No A-01 11枚の内
	 調布市総務部営繕課	

第3節 工事現場管理

1.3.5 施工条件

- (1) 週休2日制工事の適用については以下による。

○ 本工事は、現場閉所により実施する「週休2日制工事」である。週休2日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休2日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。詳細は東京都「財務局「週休2日促進工事」実施要領」及び「調布市週休2日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、東京都「財務局「週休2日交代制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。

なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。

- (2) 施工順序は、次による。

ア 工事期間中は、施設利用者、歩行者等に危害を与えないように事前に施工計画及び工程等の打ち合わせを行い、十分な安全対策を促すこと。

イ 工事に起因して損害等を生じた場合は、受注者の責任において復旧または、補填を行うこと。

ウ 外壁に付随する設備配管、カバー及びボックス、建具は全て清掃を行うこと。

エ 外部足場について、車庫内の消防自動車及び施設利用者の出入りが常に行えるように計画すること。

オ 前面道路に面した外部足場の設置において、必要に応じて道路使用又は道路占用の手続きを行うこと。

1.3.7 施工中の安全確保

- ・交通整理員は、必要に応じて配置すること。

1.3.16 ディーゼル自動車の排出ガス規制

- 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第 215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

- (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第4節 材料

1.4.6 石綿含有建材の取扱い

- (1) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。
- これには外構工事における工作物等も含む。事前調査については、「29.1.4 施行調査(2)」による。
- ウ 事前調査の結果について、法令に基づき、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区環境保全課に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提出すること。
- エ 事前調査の結果について、法令に基づき、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。
- (2) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、「29.1.4 施行調査(2)」による。
- 工事場所や規模に応じて、調布市及び労働基準監督署等への確認を事前に行うこと。

第5節 石綿含有建材の調査

1.5.1 事前調査

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設等において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。
- 分析調査結果による。また、調査結果報告書を貸与する。ただし、調布市から調査報告書を提供された場合でも、必ず現場で確認し、必要に応じて分析調査を実施すること。

材料の種類	使用箇所
【その他の材料】	外壁仕上塗材

これには外構工事における工作物等も含む。なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。

①建築物石綿含有建材調査者講習登録規定（平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省 告示第1号 令和2年7月1日改正）に基づき厚生労働省に登録された期間が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）

②（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの

ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、全期「登録規定」に基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。

また、事前調査の結果について、法令に基づき、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区環境保全課に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提出すること。

イ 次の作業は事前調査の対象外とする。ただし、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は事前調査を行う。

- (7) 木材、金属、石、ガラス、畳、電球などの石綿が含まれていないことが明らかなものの工事で、切断等、除去または取り外し時に周囲の材料を損傷するおそれのない作業
- (4) 工事対象に極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業
- (9) 現存する材料棟の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業
- (イ) 石綿が使用されていないことが確認されている特定の工作物の解体・改修の作業

ウ 「設計図書等による調査」とは、解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した日の調査、使用されている建築材料の種類の調査、使用されている建築材料のうち石綿が使用されている可能性があるものについて、石綿含有建材データベース等を使用した石綿の含有の有無の調査等をいう。

エ 「目視による調査」とは、解体等工事にかかつ建築物等において設計図書と異なる点がないか、建築材料に印字されている製品名や製品番号等を確認すること、特定建築材料に該当する可能性のある建築材料を特定すること等をいう。なお、当該建築物等の構造上、解体等庫髓に着手する前に目視することができない箇所があった場合、着手した後に目視が可能になった時点で調査を行うこと。

- (3) 分析方法は、次による。

「建材中の石綿含有率の分析方法について」[平成18年8月21日付け基発第0821002号（厚生労働省）（令和3年12月22日付け基発1222第18号）により一部改正）参照]

- ・ JIS A 1481-1（定性分析）
- ・ JIS A 1481-2（定性分析）
- ・ JIS A 1481-3（定量分析）
- ・ JIS A 1481-4（定量分析）
- ・ JIS A 1481-5（定量分析）

「分析を行う者は、十分な経験及び必要な能力を有するもの」については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）の「調査を適切に行うために必要な知識を有する者」に関する記載を参考とする。また、試料採取に際して、飛散抑制剤等で対象材を湿潤化し石綿の飛散防止を徹底するとともに、採取後は石綿飛散防止剤（固化剤）を散布し、粉じんが飛散しないよう補修する。

第2章 仮設工事

第2節 縄張り、遣方、仮囲い、足場等

2.2.5 足場等

足場仮設工事等の穿孔機材については、集じん機能付きドリル（HEPAフィルタ付）を使用する。

第3節 材料置場、下小屋その他仮設物

2.3.4 監督員事務所の規模、仕上げ、備品等

監督員事務所の設置は、次による。

- 設置しない。

第5節 既存部分の養生

2.5.2 既存部分の養生

- (1) 既存部分の養生は、次による。
- ビニールシート等

第23章 防水改修工事

第1節 共通事項

23.1.3 施工一般

- (1) 既存防水層を高圧水にて洗浄を行う（水圧10～15MPa程度）。
- (2) 既存防水層の膨れ、切れ等の以上な部分を撤去する。
- (3) 防水の保証期間は10年以上とする。

第6節 塗膜防水

23.6.3 防水層の種別及び工程

工 法	種 別	施工箇所
ウレタン塗膜防水	X-1	屋上平場
ウレタン塗膜防水	X-2	屋上立上り面、庇

第7節 シーリング

23.7.2 材料

- (2) シーリング材の種類及び施工箇所は、次による。
- 種類：MS-2変性シリコン系シーリング
- 施工箇所：建具廻り、外壁目地、タイル目地

23.7.8 シーリング材の試験

- (2) 簡易接着性試験は、次による。
- 行わない。

第24章 外壁改修工事

第1節 共通事項

24.1.4 施工一般

既存外壁は水洗工法（高圧水洗機使用）水圧10～15MPaで洗浄する。

第6節 外壁用塗膜防水材による改修

24.6.2 材料

種類、形状、工法等は、次による。

種類	施工箇所
コンクリート打放保護塗装（超低汚染・超耐久性樹脂塗装）	外壁（コンクリート打放面）
超耐久低汚染型一液水性セラミックシリコン樹脂塗装	外壁
ポリマーセメント系巾木保護塗装	外壁巾木
透明塗膜防水材	ガラスブロック面

第27章 塗装改修工事

第2節 下地調整

27.2.3 鉄鋼面の下地調整

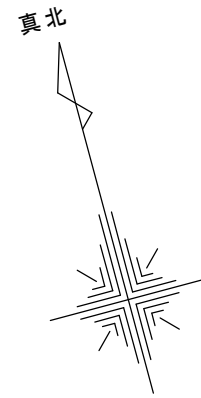
- 鉄鋼面の下地調整の種別等は、次による。
- 下地調整：RB種
- 錆止め：E種

第8節 耐候性塗料塗り（DP）

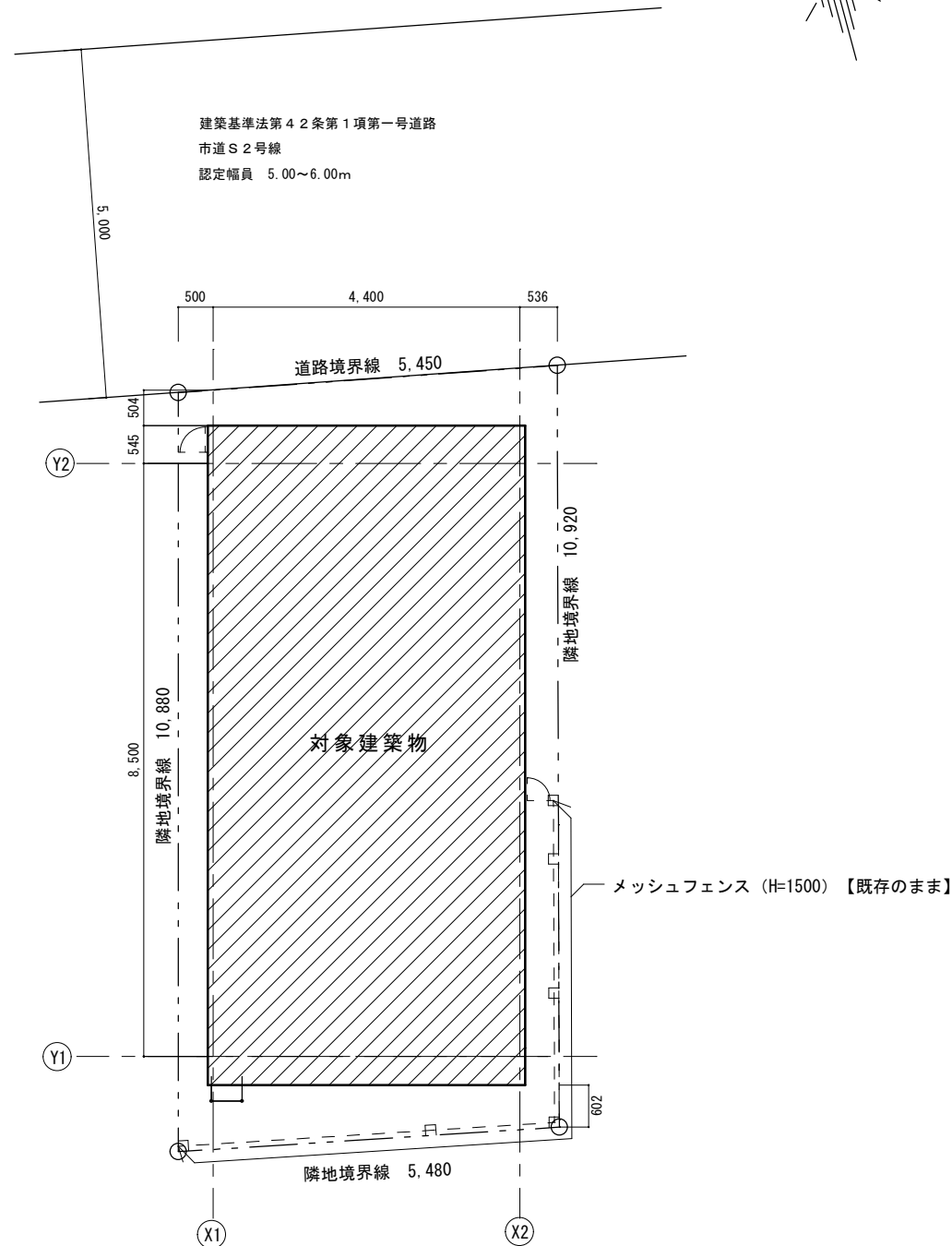
耐候性塗料塗は、次による。

- A種

件 名 調布市消防団第4分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事		
特記仕様書 2	令和8年度 令和8年9月	No A-02 11枚の内
	 調布市総務部営繕課	



工事場所：調布市小島町1-13-14（調布市消防団 第4分団）

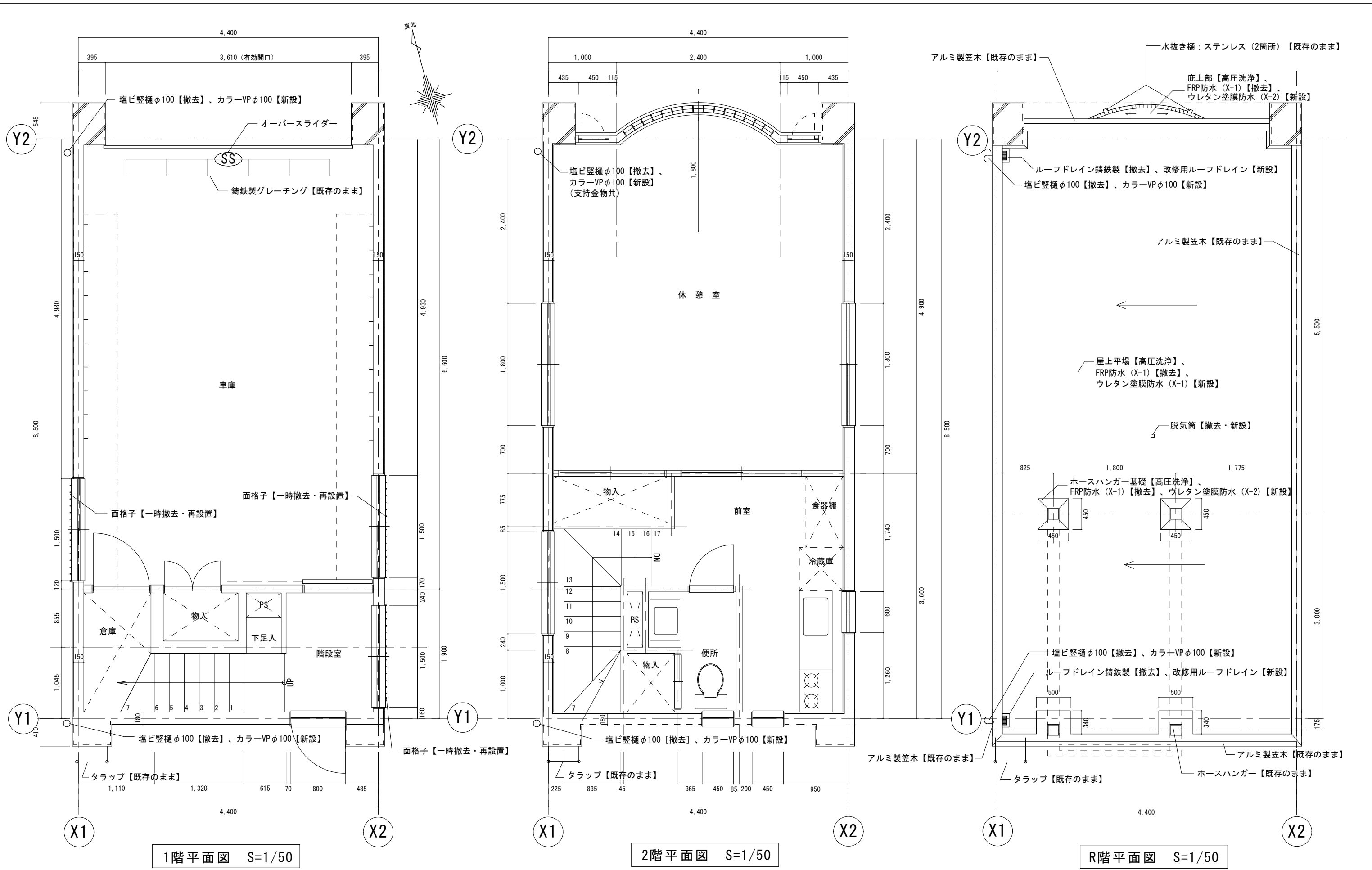


配置図 S=1:100

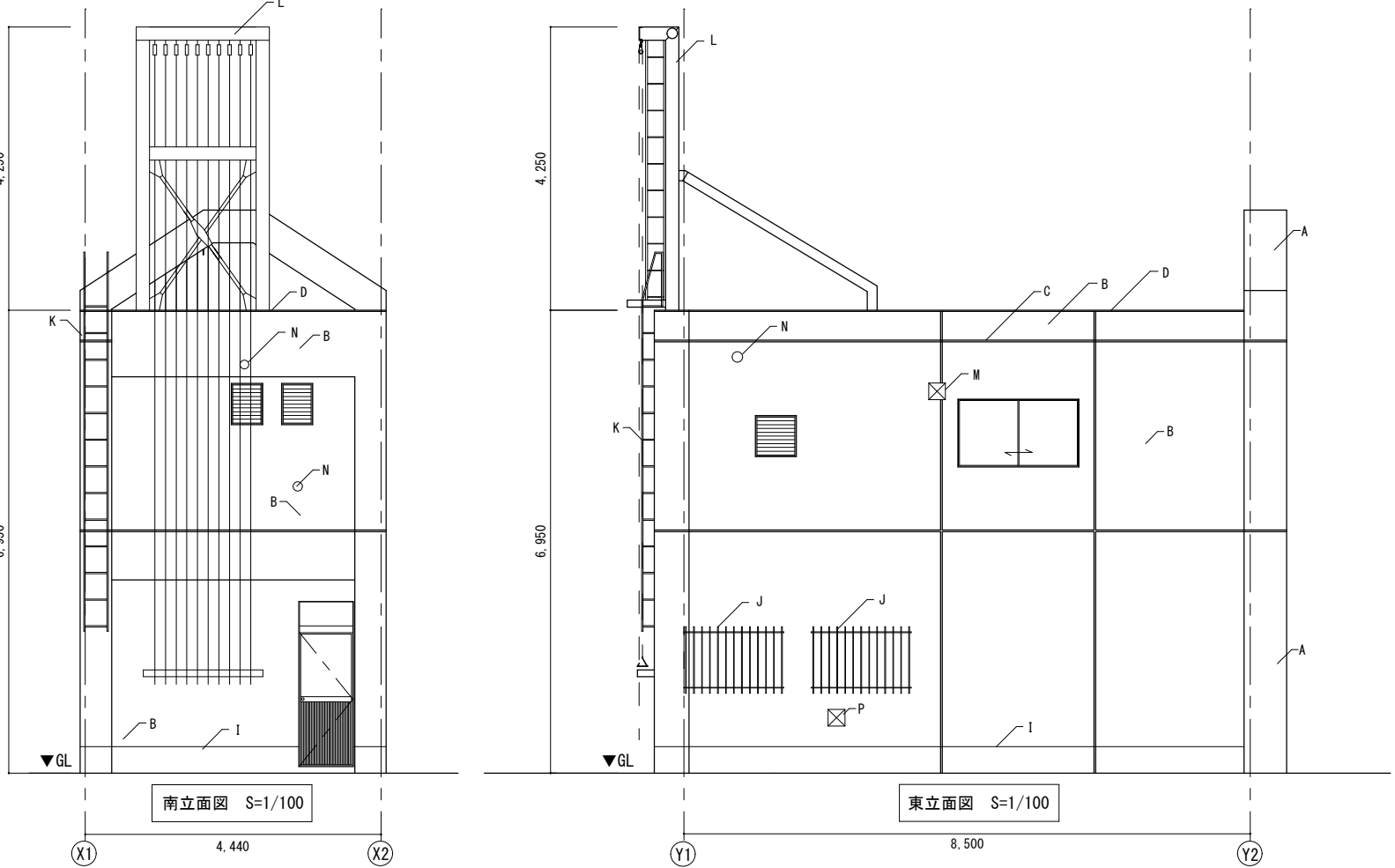
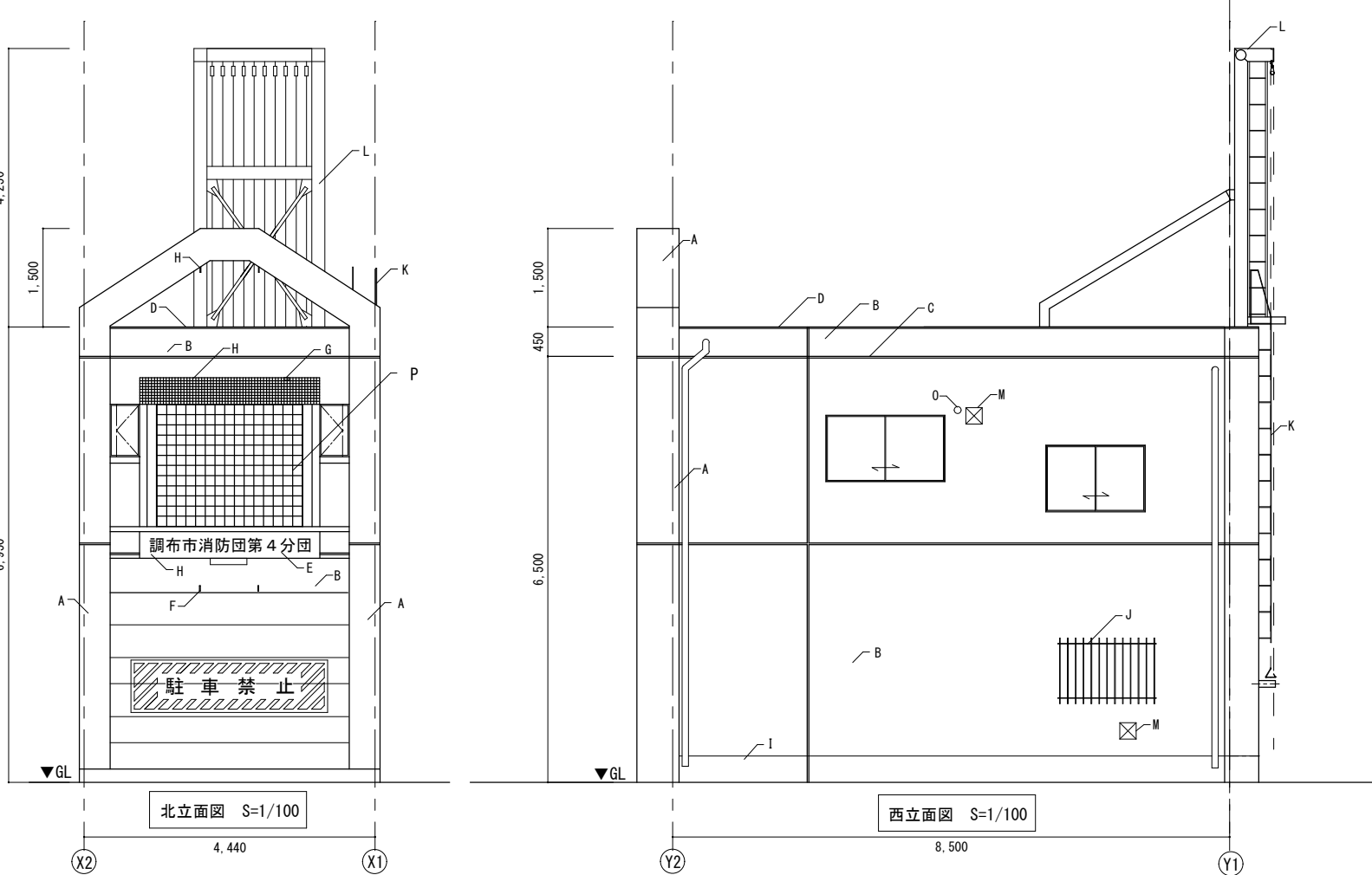


案内図 S= N.S

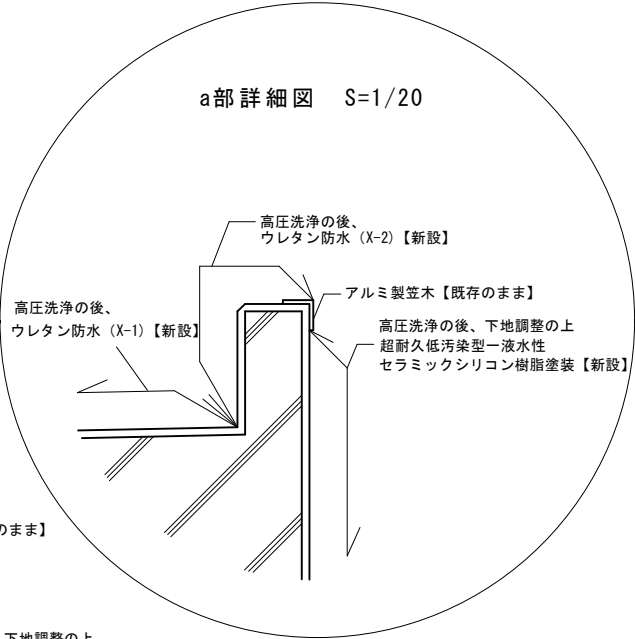
件 名		調布市消防団第4分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事	
案内図	N. S	令和8年度 令和8年9月	No A-03 11枚の内
配置図	1/100	 調布市総務部営繕課	



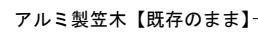
件 名		調布市消防団第4分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事	
平面図	1/50	令和8年度 令和8年9月	No
		 調布市総務部営繕課	A-04 11枚の内



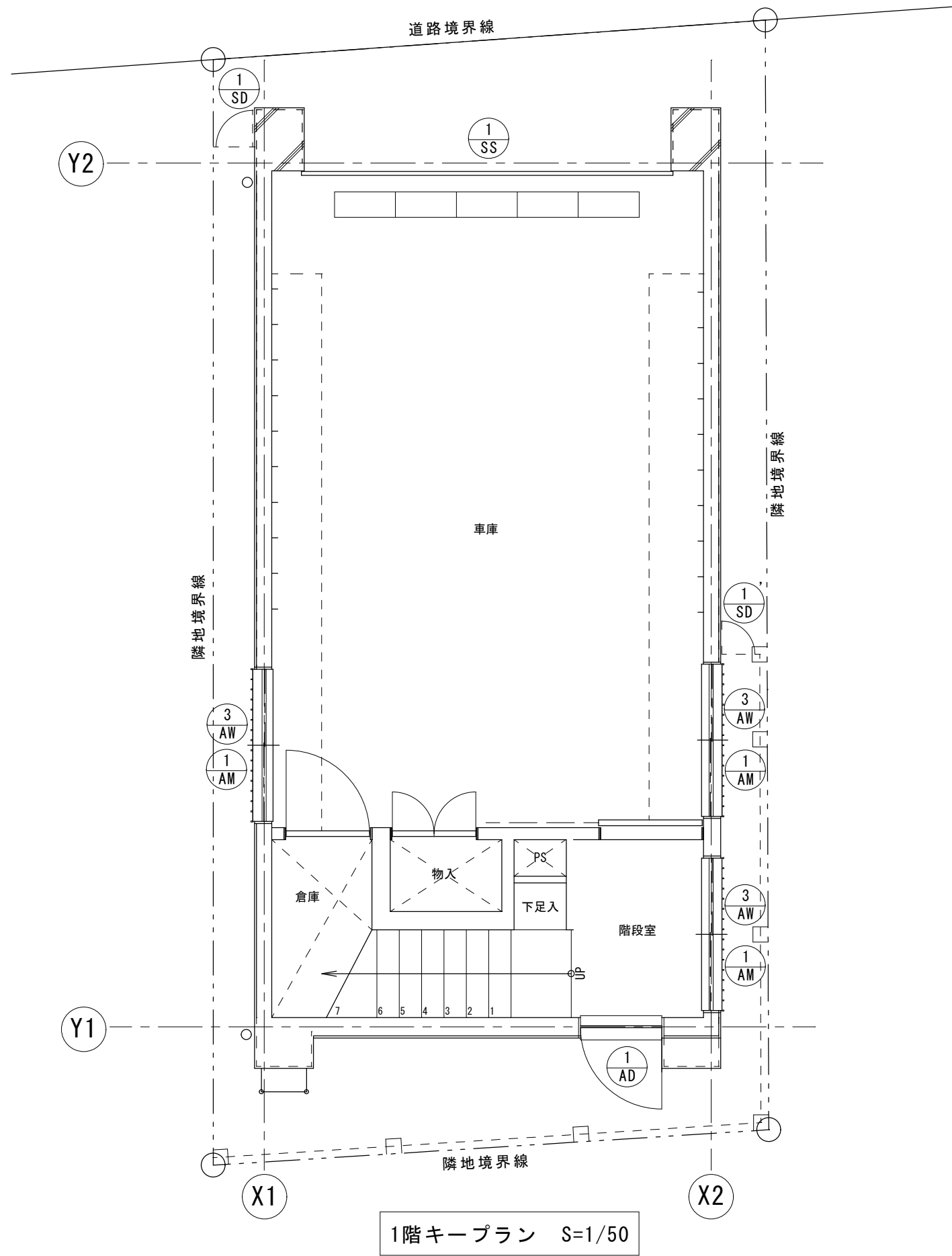
凡例	改修箇所	既存仕上	改修
A	外壁	コンクリート打放しの上浸透性はっ水剤塗布【高圧洗浄】	ひび割れ部の補修（シール工法）、 5cm角程度の欠損部補修（エポキシ樹脂）、 既存塗膜劣化部補修（樹脂モルタル）、 下地調整の上、コンクリート打放保護塗装 （超低汚染・超耐久性樹脂塗料、スポンジ工法）【新設】
B	外壁	打放し補修の上複層仕上塗材【高圧洗浄】 【アスベスト含有建材】	ひび割れ部の補修（シール工法）、 5cm角程度の欠損部補修（エポキシ樹脂）、 既存塗膜劣化部補修（樹脂モルタル）、 下地調整の上、超耐久低汚染型 一液水性セラミックシリコン樹脂塗装【新設】
C	屋上	FRP防水（脱気絶縁工法）【撤去】	ウレタン塗膜防水（X-1）【新設】
D	笠木	アルミ製笠木【既存のまま】	—
E	館名板	ステンレス箱文字180角、D=15【高圧洗浄】【一時撤去】	ステンレス箱文字180角、D=15【再設置】
F	タレ幕用フック	ステンレス【既存のまま】	—
G	水抜き樋	ステンレス【既存のまま】	—
H	外壁	45角タイル貼【撤去】、目地シーリング【撤去】	45角タイル貼【新設】、 MS-2変性シリコン系シーリング【新設】
I	外部巾木	打放し補修のまま（H=300）【高圧洗浄】	下地調整の上、ポリマーセメント系巾木保護塗装【新設】
J	面格子	アルミ製面格子【一時撤去】	アルミ製面格子【再設置】
K	タラップ	SUS製タラップ【既存のまま】	—
L	ホースハンガー	溶融亜鉛めっき【既存のまま】	—
M	ウェザーカバー	ウェザーカバー（設備工事）【既存のまま】	—
N	丸型フード	丸型フード（設備工事）【既存のまま】	—
O	クーラー用キャップ	クーラー用キャップ（設備工事）【既存のまま】	—
P	ガラスブロック面	ガラスブロック面、窓【高圧洗浄】 建具廻りシーリング【撤去】、水切り下シーリング【撤去】	透明塗膜防水材【新設】 MS-2変性シリコン系シーリング【新設】



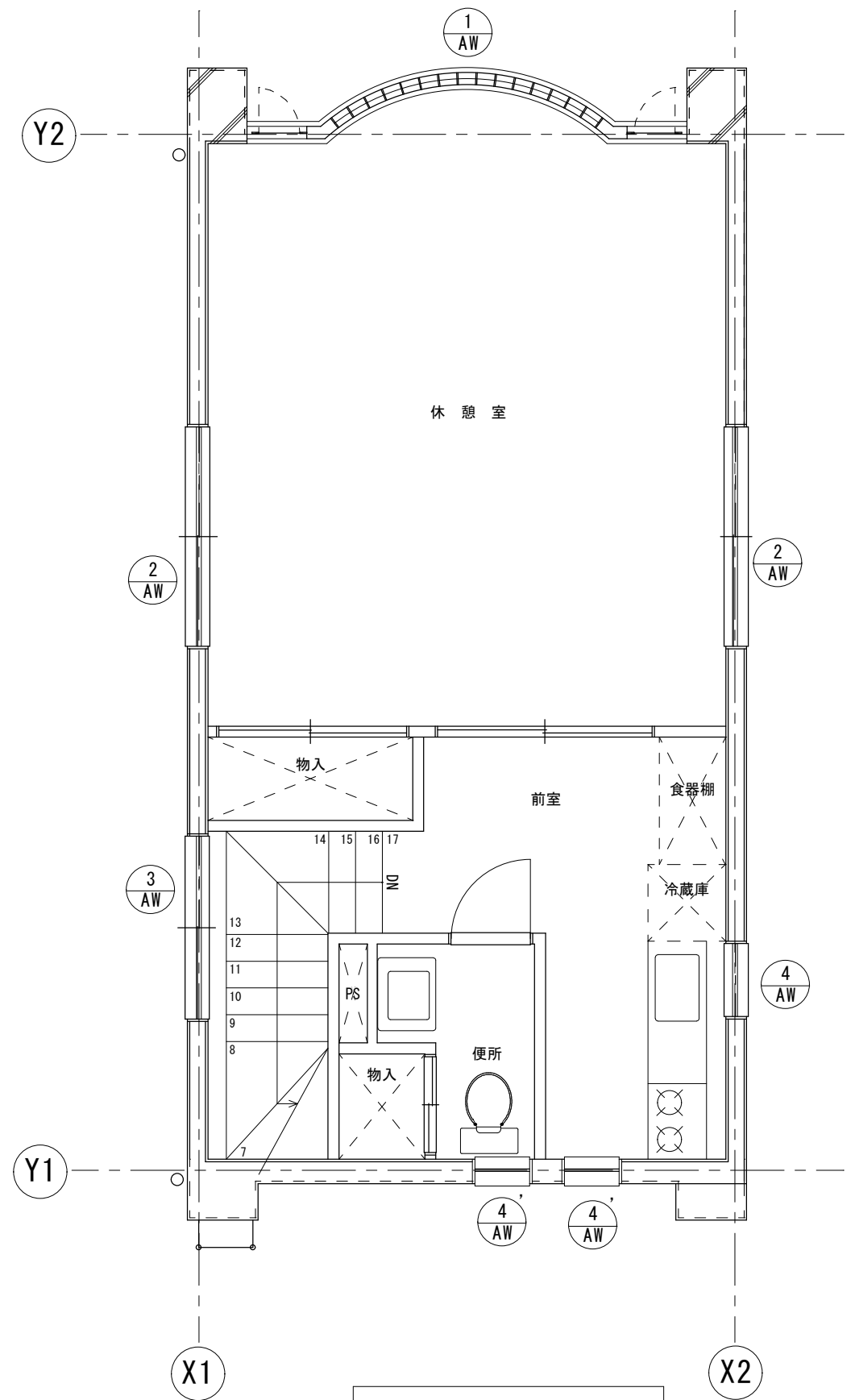
件 名 調布市消防団第4分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事		
矩 計 図 S=1/50	令和8年度 令和8年9月	No
	 調布市総務部営繕課	A-06 11枚の内



件 名		調布市消防団第4分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事	
ホースハンガー詳細図 S=1/30	令和8年度 令和8年9月	No A-07 11枚の内	
	 調布市総務部営繕課		

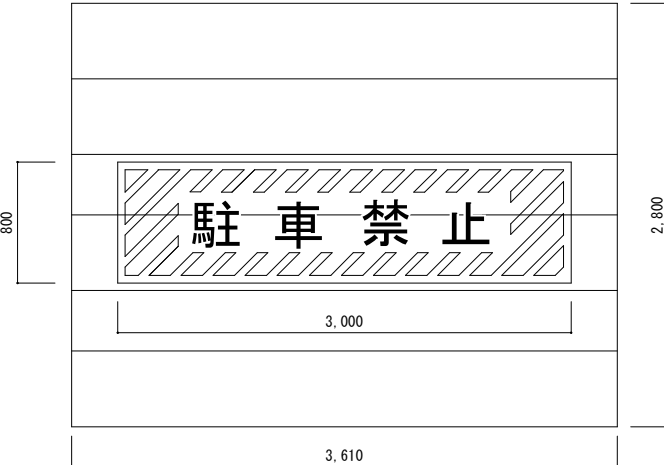
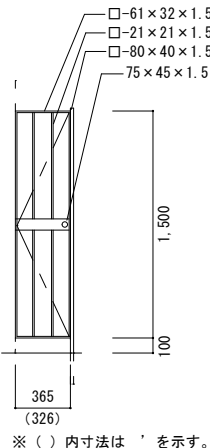
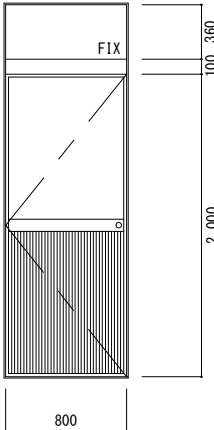
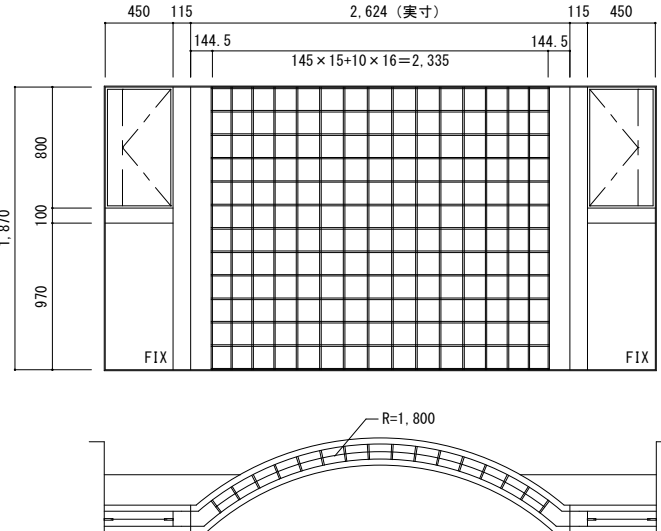
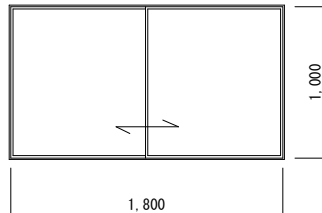
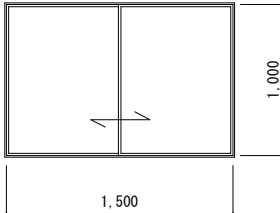
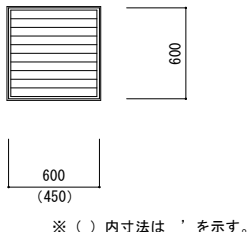
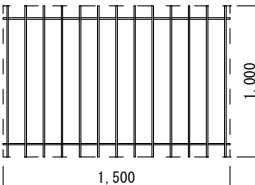


1階キープラン S=1/50



2階キープラン S=1/50

件 名				調布市消防団第4分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事	
キープラン 1/50		令和8年度 令和8年9月		No A-08 11枚の内	
		 調布市総務部営繕課			

	① SS		1箇所 車庫		① SD × 1	① SD × 1	計2箇所 外構門扉		① AD	1箇所 階段室		① AW	1箇所 休憩室			
姿 図																
	スチール製重量手動オーバースライダー ポリエステル樹脂塗装（特注色塗装） スラット厚0.8				ステンレス製片開キ戸 SUS304 ヘアライン仕上				アルミ製片開キ框戸、アルマイト処理 網入り透明ガラス ㊦ 6.8、下地：アルミパネル アルミ製額縁付（見込120 m/m）				アルミ製ガラスブロック枠（両袖タテヅリ出シ窓、下部：ハメ殺シ窓付） カラー（二次電解着色） 70 網入り透明ガラス ㊦ 6.8、ガラスブロック（145×145×95） タテヅリ出シ部：アミ戸（ステンレス）			
付属金物	付属金物一式				付属金物一式、丁番（ステンレス2枚吊） 本締リシリンダー錠（片面サムターン）、握り玉				丁番（ステンレス三枚吊）、DC（ストッパー無） 戸当り				付属金物一式、四方アングル、水切、結露受			
改修内容	建具廻りシーリング【撤去】 MS-2変性シリコン系シーリング【新設】 シャッター表面【高圧洗浄】 三方枠 下地調整の上、錆止め塗装、DP塗装【新設】				SUS製戸【クリーニング】				アルミ製戸【クリーニング】 建具廻りシーリング【撤去】 MS-2変性シリコン系シーリング【新設】				ガラスブロック面、窓【高圧洗浄】、透明塗膜防水材【新設】 建具廻りシーリング【撤去】、水切り下シーリング【撤去】 MS-2変性シリコン系シーリング【新設】			
姿 図	② AW	2箇所 休憩室		③ AW	4箇所 車庫・階段室		④ AW × 1	④ AW × 2	計3箇所 前室・便所		① AM	3箇所 車庫				
																
アルミ製引違イ窓 カラー（二次電解着色） 70 網入り透明ガラス ㊦ 6.8 アミ戸（ステンレス）		アルミ製引違イ窓 カラー（二次電解着色） 70 網入り透明ガラス ㊦ 6.8 アミ戸（ステンレス）		アルミ製ルーバーサッシ窓 カラー（二次電解着色） 70 アミ戸（ステンレス）		アルミ製面格子 カラー（二次電解着色）										
付属金物一式、四方アングル、水切		付属金物一式、四方アングル、水切		付属金物一式、四方アングル、水切												
改修内容	建具廻りシーリング【撤去】、 水切り下シーリング【撤去】、 MS-2変性シリコン系シーリング【新設】 窓【クリーニング】		建具廻りシーリング【撤去】 水切り下シーリング【撤去】、 MS-2変性シリコン系シーリング【新設】 窓【クリーニング】		建具廻りシーリング【撤去】 水切り下シーリング【撤去】、 MS-2変性シリコン系シーリング【新設】 ガラリ【クリーニング】		面格子【取り外し、再取付】									
件 名														調布市消防団第4分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工		
S=1/50														令和8年度 令和8年9月		No

真北

緊急車両出入口につき、シャッター部分には足場を設置せず、工事車両の駐停車も禁止とする。

道路境界線

Y2

隣地境界線

隣地境界線

8,500

Y1

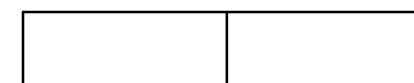
隣地境界線

4,400

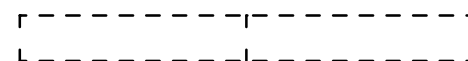
X1

X2

出入口につき、通行ができるように足場を設置すること。



手すり先行枠組み足場・据置き（建地幅600）



外部単管足場

- ・必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- ・必要に応じて道路の使用又は占有について必要な手続きを行うこと。

仮設計画図 S=1/50

件 名 調布市消防団第4分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事

仮設計画図 S=1/50

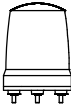
令和8年度 令和8年9月

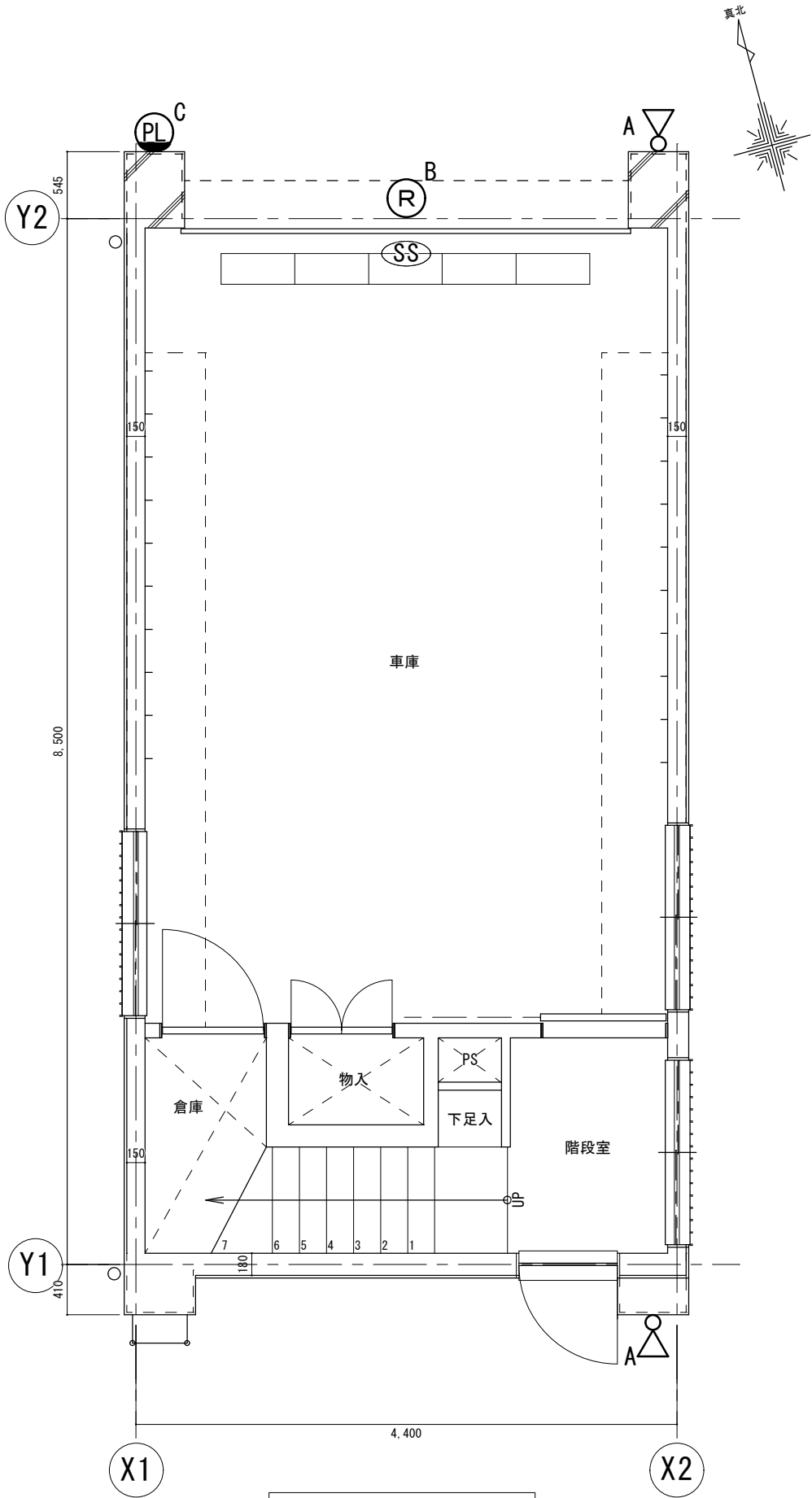
調布市総務部営繕課

No
A-10
11枚の内

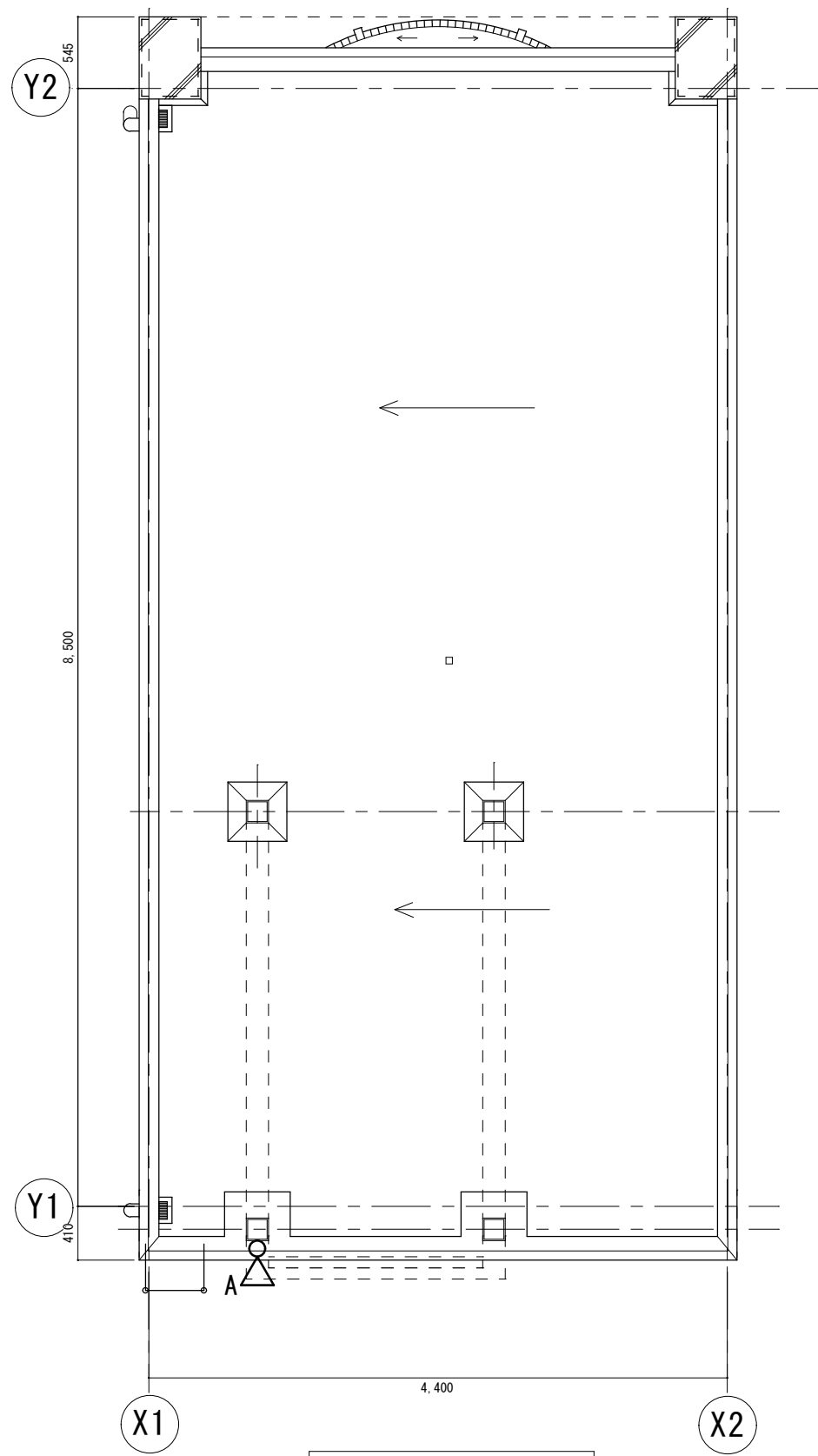
注 記
1. 屋上・外壁防水改修に伴い、照明器具をLEDに更新する。
2. 既存ケーブルは再使用とする。

凡 例			
記号	名称	数量	改修内容
⌘ _A	ｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ	3	更新
Ⓡ _B	赤色表示灯	1	更新(横長ブラケットから球形タイプに変更)
Ⓢ _C	赤色回転灯	1	更新

新設照明器具参考姿図			
LEDｽﾎﾟｯﾄﾗｲﾄ		LED赤色表示灯	
A	8200lm	B	2.2W
 本体：アルミダイカスト(ミディアムグレイメタリック) パネル：強化ガラス 耐風速60m/sec仕様 灯具部：IP23 天井直付型・壁直付型・広角タイプ		 幅：200mm 高：200mm 出し高：237mm グローブ：ガラス(内面赤色塗装) 灯具部：IP43 天井(軒下)直付型・壁直付型	
LED赤色回転灯			
C	3.0W		
 φ150 AC100-240V キャブタイヤケーブル プゼーなし 保護等級 IP23 壁面取付ブラケット共			



1階平面図 S=1/50



R階平面図 S=1/50

件 名	調布市消防団第4分団機械器具置場外壁及び屋上防水改修工事		
電気設備平面図 1/50	令和8年度 令和8年9月	No	
	調布市総務部営繕課	E-01	
			11枚の内